

東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 29 年 5 月 23 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

東村山市保育所の利用者負担に関する条例(平成 27 年東村山市条例第 9 号)の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令(平成 29 年政令第 95 号)の施行に伴い、低所得世帯等の経済的負担の軽減を図るため、本案を提出するものであります。

東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

東村山市保育所の利用者負担に関する条例(平成27年東村山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「6,550」を「6,000」に、「6,400」を「5,850」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の別表第2(以下「新別表第2」という。)の規定は、平成29年4月1日(以下「適用日」という。)以後の保育に係る利用者負担について適用する。

(利用者負担の調整)

- 2 この条例による改正前の別表第2の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた利用者負担は、新別表第2の規定に基づき支払われた利用者負担とみなす。

東村山市保育所の利用者負担に関する条例の
一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

別表第2（第3条）

特例保育所利用者負担額表

基準階 層区分	子どもの属する世帯の所得 階層区分、定義及び条件	利用者負担の額（単位：円）					
		3歳未満児		3歳以上児			
		保育標 準時間	保育短 時間	保育標 準時間	保育短 時間		
(略)							
D階層	当該年度 分の市町 村民税の 課税世帯 であって その所得 割の額の 区分が次 の区分に 該当する 世帯	第5階層	72,800 円以上 77,101 円未満	8,150 0	8,000 0	6,000 0	5,850 0

備考（略）

附 則

（施行期日等）

1. この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の別表第2（以下「新別表第2」という。）の規定は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以後の保育に係る利用者負担について適用する。

（利用者負担の調整）

2. この条例による改正前の別表第2の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた利用者負担は、新別表第2の規定に基づき支払われた利用者負担とみなす。

旧 条 例

別表第2（第3条）

特例保育所利用者負担額表

基準階 層区分	子どもの属する世帯の所得 階層区分、定義及び条件	利用者負担の額（単位：円）				
		3歳未満児		3歳以上児		
		保育標 準時間	保育短 時間	保育標 準時間	保育短 時間	
(略)						
D階層	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	6,550 0	6,400 0

備考（略）